

日高山脈襟裳十勝国立公園協議会登山道部会規約

(名称)

第 1 条 本部会の名称は、「登山道部会」とする。

(目的)

第 2 条 日高山脈襟裳十勝国立公園の核心部となる日高山脈の登山道は、非常に難易度の高いものから初級者に利用可能なものまで多岐にわたる。そのため、登山利用のリスク軽減並びに登山道及びその周辺環境の保全が図られるよう、既設登山道の適正利用に係る課題を把握し、普及啓発等の必要な対策について検討することを目的とする。

(検討事項)

第 3 条 日高山脈襟裳十勝国立公園全域に共通する以下の事項について検討を行い、その結果は日高山脈襟裳十勝国立公園協議会及び幹事会に報告する。

- (1) 登山道の適正利用に関する事項(入山心得、グレードの設定等)
- (2) 登山道及びその周辺環境の保全に関する事項(環境モニタリング等)
- (3) 上記のほか本部会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第 4 条 日高山脈襟裳十勝国立公園協議会構成機関等のうち、参画を希望する者により構成するほか、必要に応じて、アドバイザーを招へいすることができる。

(開催頻度)

第 5 条 登山道の利用状況等を踏まえて、本部会で検討が必要な議題に応じて随時開催する。

(事務局)

第 6 条 事務局は、北海道環境局国立公園課が担う。また、必要に応じて、構成機関が共同事務局を担うこともできる。

附則

この規約は、日高山脈襟裳十勝国立公園協議会規約第8条に基づき、令和7年5月7日より施行する。

この規約は、令和8年9月3日より施行する。(事務局の組織名の変更)

日高山脈襟裳十勝国立公園協議会
登山道部会 名簿

構成
日高北部森林管理署
日高南部森林管理署
十勝西部森林管理署
北海道開発局
北海道運輸局
北海道環境局
北海道
帯広市
日高町
平取町
新冠町
浦河町
様似町
えりも町
新ひだか町
清水町
芽室町
中札内村
大樹町
広尾町
日高山岳連盟
十勝山岳連盟
アポイ岳ファンクラブ
十勝自然保護協会
十勝観光連盟
日高管内観光連盟
北海道大学大学院 教授 愛甲 哲也

※その他、必要に応じて、アドバイザーを招へいする。